

調達品目表

統制番号：K25S-013FB37B-NQ0-0001

調達要求番号	DP2451202505010035	作成部課名	資材計画部資材計画課
調達要求年月日	令和7年5月1日		
仕様書番号	4補LPS-Y00001-11		

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	数量
救難対処用, 全面型マスク	株式会社重松製作所 GM185AF	300EA
	又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	

注<sup>a)</sup> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1 製品に関する要求

本体の要求性能

- a) マスクは、防護服と併用して有毒ガス又は浮遊粉塵による呼吸器及び目等の健康被害を防止できること。
- b) 吸収缶を2個同時に装着するタイプで、呼気抵抗が低く、吸収缶は、ねじ込み式で容易に交換できること。
- c) 有毒ガス等の種類に応じた吸収缶との組み合わせによる使用が可能であること。
- d) 作業中においても明瞭な会話が可能な伝声機能を有すること。
- e) JIS T 8152：2012に適合した耐衝撃性を有し、衝撃に伴う気密不良が生じないこと。
- f) 簡単に密着性の確認が出来ること。
- g) 耐熱、耐寒性に優れていること。
- h) アイピース部は傷が付きにくく、内面に曇りが生じないものであり、上下左右に十分な視野が確保された形状であること。
- i) マスクは、防護服のフードを被った際、アイピースに被さることなく止まる形状であること。
- j) 着脱が容易であること。
- k) マスクの包装は、未使用状態における性能低下防止のため、遮光密閉されたものであり、開封箇所の内側には、ジッパー機能を有していること。
- l) マスクのサイズは1サイズとし、下表による。

(mm)

幅	158±5
高さ	190±10

※マスク内側の寸法

- m) マスクと吸収缶は、組み合わせて使用するため、同じ製造会社であること。
- n) 耐用期限は、製造後10年以上であること。

2 適用仕様書の明記事項

- 3.1：a)による。
- 3.3：適用しない。
- 3.5.1 a)：不要
- 3.5.1 b)：2)による。(1製品につき1部)

3 その他の指示

令和7年6月以降に製造されたものとする。ただし、これによりがたい場合は、契約担当官を通じて要求元と協議するものとする。

————— 以下余白 —————

調達品目表

統制番号：K25S-013FB37B-NQ0-0001

調達要求番号	DP2451202505010037	作成部課名	資材計画部資材計画課
調達要求年月日	令和7年5月1日		
仕様書番号	4補LPS-Y00001-11		

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	数量
救難対処用, 吸収缶 (全面型マスク用)	株式会社重松製作所 CA-37L3/MXAF	600SE
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	(1SE2個入り)

注<sup>a)</sup> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1 製品に関する要求

本体の要求性能

- a) 国家検定 防毒マスクの防塵機能付吸収缶の区分「L3」の性能試験に合格しており、0.15から0.25 $\mu$ mの粒子に対して99.9%以上の粒子捕集効率を有していること。
- b) 有機ガスに対する国家検定の性能試験に合格していること。
- c) 除毒能力は、0.03%のガス濃度において、破過時間(吸収缶に一定濃度の有機ガスを連続して通気した際、透過側から最高許容透過濃度を超える有毒ガスが漏出するまでの時間を言う。)70分以上の能力を有すること。
- d) 装着及び交換が容易なねじ込みタイプの直結式小型吸収缶であること。
- e) マスクと吸収缶は、組み合わせて使用するため、同じ製造会社であること。
- f) 耐用期限が、遮光密閉梱包された状態で製造後4年以上であること。

2 適用仕様書の明記事項

- 3.1 : a)による。
- 3.3 : 適用しない。
- 3.5.1 a) : 不要
- 3.5.1 b) : 2)による。(1製品につき1部)

3 その他の指示

令和7年6月以降に製造されたものとする。ただし、これによりがたい場合は、契約担当官を通じて要求元と協議するものとする。

————— 以下余白 —————